

【様式2】

令和6年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2/四半期分)

(独立行政法人名:自動車事故対策機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は 会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約に よらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
インターネット適性診断システム(ナスパネット)の診断開始時における受診履歴非表示対応	(独)自動車事故対策機構 理事長 中村 晃一郎 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和5年7月24日	株式会社シーイーシー 東京都渋谷区恵比寿 南1-5-5	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又は 目的が競争を許さないとき)	1,309,000	1,309,000	—	0	保守業者以外が本作業を行った場合、その後の障害発生時等の責任の範囲が明確にならず、障害からの早期復旧が困難となる。ナスパネットは、常に稼働することが必要であり、このようなリスクを回避することは他社ではできないため、競争を許さない	19	
第12回大阪モーターショー 出展料の支払い	(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所長 河島 武一 大阪府大阪市中央区常盤 町1-3-8	令和5年8月1日	大阪モーターショー実行委員会 大阪府大阪市中央区 大手前1-2-18	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又は 目的が競争を許さないとき)	1,760,000	1,760,000	—	0	大阪モーターショーは大阪モーターショー実行委員会が主催する催しであり、規程により主催者宛申し込むこととなっているため供給者が特定されており、競争を許さない	19	
独立行政法人自動車事故対策機構 令和4事業年度財務諸表に関する公告	(独)自動車事故対策機構 理事長 中村 晃一郎 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和5年8月22日	東京官書普及株式会社 東京都千代田区神田 錦町1-2	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又は 目的が競争を許さないとき)	1,306,116	1,306,116	—	0	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第4項に基づき、当機構の財務諸表を官報に公告することが義務付けられており、同社が(独)国立印刷局が示す東京都における取次店であるため、競争を許さない	19	
介護料支給システム及び介護料受給者支援業務システムのデータ抽出作業及び質疑等への対応	(独)自動車事故対策機構 理事長 中村 晃一郎 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和5年8月28日	BIPROGY株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又は 目的が競争を許さないとき)	1,626,900	1,626,900	—	0	介護料受給者支援システムの運用・保守を受託した事業者であり、システム構成、データの配置および操作手順などを熟知していることが必要であり、また、セキュリティ等の関係上、運用保守事業者以外に作業を行わせた場合、その後の障害発生時の責任の範囲が明確にならず、障害からの早期復旧が困難となる恐れがあるため。、他社では履行できないため、競争を許さない	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
インターネット適性診断システムのネットワークの構築、運用及び保守	(独)自動車事故対策機構 理事長 中村 晃一郎 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和5年9月27日	NECネクサソリューションズ株式会社 公共第一ソリューション事業部 東京都港区芝3-23-1	会計規程第34条第1項第3号(競争に付することが不利と認められるとき)	27,308,160	27,308,160	—	0	次年度にシステムネットワークの更改が予定されており、それまでの1年間は新たにネットワーク構築を行うよりも現在のネットワークを利用した方が著しく有利な価格を持って契約できるため、競争に付することが不利と認められる	14	
インターネット適性診断システムのネットワークの構築、運用及び保守回線冗長化装置の更新	(独)自動車事故対策機構 理事長 中村 晃一郎 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和5年9月27日	NECネクサソリューションズ株式会社 公共第一ソリューション事業部 東京都港区芝3-23-1	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	6,248,000	6,248,000	—	0	保守業者以外が本作業を行った場合、その後の障害発生時等の責任の範囲が明確にならず、障害からの早期復旧が困難となる。ナスパネットは、常に稼働することが必要であり、このようなリスクを回避することは他社ではできないため、競争を許さない	19	
インターネット適性診断システムで使用するフルカラー印刷機のリース及び保守(平成30年10月導入分)の再リースに伴う保守	(独)自動車事故対策機構 理事長 中村 晃一郎 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和5年9月28日	理想科学工業株式会社 広域営業部 東京都港区芝5-34-7	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	1,254,000	1,254,000	—	0	新たにリース契約を結ぶよりも再リース契約の方が著しく有利な価格で契約することが出来るため、印刷機について再リース契約を行ったが、保守契約が含まれない。製造以外では履行できないため、競争を許さない	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、令和5年度に締結した契約のうち、令和6年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」